三重県海岸漂着物対策推進計画

要約版



平成24年3月

三重県



ごあいさつ

県内の海岸では、美しい海岸の景観や自然環境を保全するため、地域のみなさんやNPO、漁業協同組合などの民間企業等による自主的な清掃活動のほか、各市町や海岸管理者による清掃が実施されています。

しかし、大量のごみが漂着する海岸では、それ以上のごみが日常的に漂着し、 海岸の利活用や漁業への影響だけでなく生態系への影響も懸念されている状況に あります。

海岸が本来持つ美しい景観や自然環境を保全していくにはこれらの海岸漂着物を回収・処理していく必要がありますが、併せて海岸漂着物となるごみの発生を抑制することが重要です。海岸漂着物は、流木などの自然物を除くと、私たちの日常生活から生じるペットボトルや容器包装プラスチックなどの生活系のごみが多く見られます。こうした生活系のごみについては、私たち一人ひとりが当事者としての意識を持ち、自ら行動することにより削減できるものと考えています。

このたび策定しました「三重県海岸漂着物対策推進計画」では、海岸漂着物の回収・処理に係る役割分担を明確にするとともに、発生抑制について県内はもとより伊勢湾流域圏で取り組むこととしており、海岸漂着物対策には今後も県民のみなさん、NPOや民間企業、市町等の連携、ご協力が不可欠と考えています。みんなで力を合わせて美しい海岸を守り、豊かさを実感できる三重を創りあげていきましょう。

最後に、本計画の策定にあたり、大変熱心に討議していただきました三重県海 岸漂着物対策推進協議会委員及び貴重なご意見をいただきました関係各位に心か ら感謝を申し上げます。

平成24年3月

8

三重県知事 鈴木英敬

目次

ごあいさつ

●法的枠組と海岸の特徴・

清掃等の状況 -

海岸の環境保全に関する法的枠組 三重県の海岸の特徴 海岸清掃の状況

2

●海岸漂着物等の実態 — 3・4・5

海岸漂着物調査の概要 海岸漂着物等の実態把握 河川ごみの実態調査 発生源の推定 ●海岸漂着物対策を重点的に 推進する区域

回収・処理に係る重点区域の選定 発生抑制に係る重点区域

●海岸漂着物対策の内容 —— 7

重点区域における回収・処理対策 最重点区域における回収・処理対策 発生抑制対策 環境学習

●関係者の相互協力と

配慮すべき事項

相互協力の体制づくり 連携の確保に向けた取組 配慮すべき事項

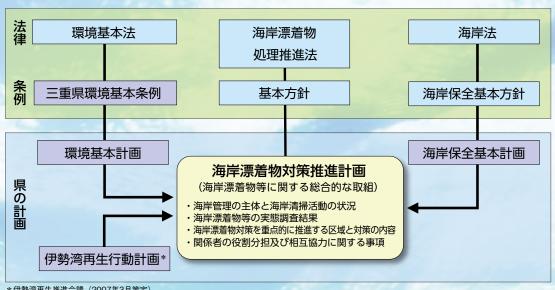
●美しく豊かな自然を保護するための 海岸における良好な景観及び環境の 保全に係る海岸漂着物等の処理等の 推進に関する法律 9・10

●問い合わせ先 — 裏表紙

法的枠組と海岸の特徴・清掃等の状況

海岸の環境保全に関する法的枠組

本計画は、海岸の環境保全に関する法律や県条例などの枠組のなかで、海岸漂着物処理推進法 (9、10頁参照)の規定により、とりまとめたものです。



*伊勢湾再生推進会議(2007年3月策定)

三重県の海岸の特徴

本県の海岸は、自然海岸が半分以上を占めています。自然海岸及び半自然海岸の延長は、木曽岬 町から伊勢市にかけては各市町とも 10km以下ですが、鳥羽市から熊野市にかけては一部の市町 を除いて50km以上と長くなっています。また、自然海岸と半自然海岸の割合は、鳥羽市から熊 野灘にかけて60~90%以上と高くなっています。





市町別の海岸区分の割合

海岸清掃の現況

海岸の清掃は、現在、海岸管理者と民間団体等とで実施されています。海岸管理者による海岸清 掃は、海水浴場や観光などの利用、海岸漂着物の状況を考慮して行われています。

また、県が実施している「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」や、国土交通省中部地 方整備局主催の「川と海のクリーン大作戦」などに多くの民間団体等が参画しているほか、民間団 体、企業、自治会等がさまざまな目的で海岸清掃、河川清掃等に取り組んでいます。

海岸漂着物等の実態

海岸漂着物調査の概要

環境省では、2007年度から2010年度にかけて、「漂流・漂着ゴミに係る国内削減方策モデル調査」を鳥羽市の答志島において実施し、漂着物の量と質、効率的な回収・処理方法、発生源や漂流・漂着メカニズムの推定、対策のあり方等が検討されました。

県では、この調査結果を踏まえ、2009年度から2010年度にかけて県内の海岸漂着物概況調査、伊勢湾内の海岸漂着物詳細調査及び伊勢湾流域での河川ごみ実態調査等を実施しました。

海岸漂着物等の実態把握

伊勢湾内の主要な海水浴場等の14海岸において、海岸漂着物の実態を把握するため、詳細な調査を実施しました。

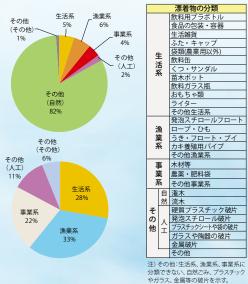
回収された海岸漂着物の量は、鳥羽市の答志島・奈佐の浜が圧倒的に多く、鳥羽市・志摩市に集積する傾向が認められました。これは、この地域が湾口に位置し、潮流や風などの影響により、特定の地域に集中するためと考えられます。また、海岸漂着物は、その他(自然)が82%と最も多く、漁業系、生活系、事業系はほぼ同じ割合でした。





海岸漂着物の種類

(重量割合、上図は全体、下図は人工物のみを対象)



河川ごみの実態調査

伊勢湾内の海岸漂着物の多くが、陸域を発生源とし、河川を経由して海へ流れ込んでいると推定されることから、伊勢湾に流入する21河川におけるごみの堆積状況について、実態調査を実施しました。

その結果、ほとんどの河川でごみの多い地点が確認され、その分布は上流から河口部まで認められましたが、分布に一定の傾向は認められませんでした。また、ごみの種類は、自然ごみ(流木、潅木類)が89%を占めており、上流域に森林や河川敷が広がっていることが要因と考えられ、本県の特徴のひとつであると考えられます。これら自然ごみを除く人工物の割合は、生活系が約46%とほぼ半数を占めており、河川ごみに生活系のごみが多く含まれていることは、これらが陸域を起源とし、河川を経由して海へ流れこみ、海岸に漂着している状況を示しています。

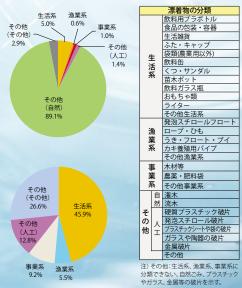


注)調査区間100m内にごみが60L以上確認された地点をごみが多かった地点とした。 8回の調査中5回、ごみが多かった地点と、8回の調査中8回、ごみが多かった地点に分けて示した。





(容量割合、上図は全体、下図は人工物のみを対象)



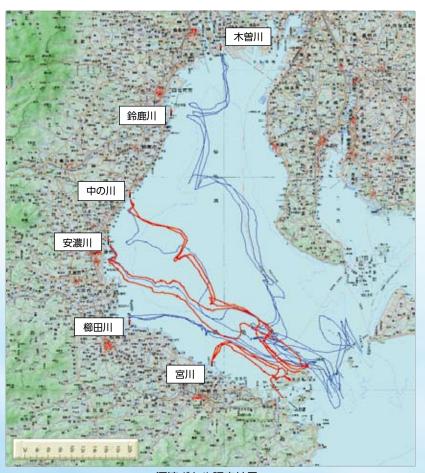
発生源の推定

海岸漂着物の詳細調査で回収されたライターに記載された住所地等の情報を確認すると、三重県だけでなく、岐阜県や愛知県なども認められました。このため、海岸漂着物の発生抑制には、三重県だけではなく、他県も含む広域的な取組が重要であると考えられます。

また、環境省では答志島への漂着状況を調査するために、県内の6河川の河口部からGPS機能つき漂流ボトルを放流し追跡しました。その結果、18本のうち6本(33%)が答志島に漂着しました。県内の河川から流出したごみは、伊勢湾の風向及び海流により、多くが答志島に漂着する状況が確認されました。



ライターの内訳



漂流ボトル調査結果

- 注1) 左図は、フリーソフトのカ シミール3 Dで作成。 (http://www.kashmir3d. com/)
 - 2) この地図は、国土地理院発 行の20万分の1地形図(名 古屋、豊橋、伊勢、伊良湖岬) を使用したものである。
 - 3) 放流直後(2008年1月7 日7:00~10:15)~同 月12日12:00までの経路 を示す。

赤線は答志島に漂着した ボトルの経路、青線は漂 着しなかったボトルの経 路を示す。

鈴鹿川から放流したボトル は、放流地点から約500m 南側に漂着したため、図上 では見えない。

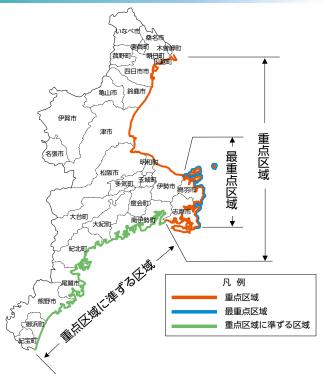
出典: 平成19·20年度漂流・漂着ゴミに係る国内削減方策モデル調査

地域検討会(三重県)報告書(環境省)

海岸漂着物対策を重点的に推進する区域

回収・処理に係る重点区域の選定

重点区域の選定にあたっては、海岸漂 着物等の量のほか、景観(観光)、動植物 等の自然環境や海岸利用への影響、清掃 活動の困難性等の社会環境に係る影響を 総合的に勘案しました。「重点区域」は、 海岸漂着物等の実態調査で明らかなよう に、伊勢湾沿岸には多くのごみが漂着し ていることから、伊勢湾内の区域及び志 摩市沿岸部(木曽岬町~志摩市)としま した。さらに、このなかでも、海岸漂着物 の量が特に多く、回収・処理の拡充が最 も必要な区域として、鳥羽市~志摩市大 王崎及びその区域の離島を「最重点区域 | として区別しました。また、熊野灘沿岸 は、「重点区域に準ずる区域 |としました。



回収・処理に係る重点区域・最重点区域の範囲

発生抑制に係る重点区域

伊勢湾沿岸の海岸漂着物は、大部分 が河川を経由して内陸部から伊勢湾に 流入し、漂着していることが海岸漂着 物等の実態調査から明らとなっていま す。海岸漂着物の発生抑制対策は、県内 の特定の地域で行えばよいというもの ではなく、県内の流域全域で取り組む ことが重要と考えられることから、発 生抑制に係る重点区域は、県内全域と しました。



発生抑制に係る重点区域の範囲(県内全域)

海岸漂着物対策の内容

重点区域における回収・処理対策

海岸漂着物の回収・処理は、海岸管理者、県、市町が民間団体等と 連携・協創により、その活動目的や自主性を尊重しながら、清掃活動 を拡大・活性化します。

○海岸管理者の役割

- ・海岸漂着物等の状況把握、回収・処理の計画的な実施
- ・民間団体等が行う回収等への支援

○県の役割

- ・海岸管理者、民間団体等への情報提供、連絡調整
- ・伊勢湾流域圏の関係機関との連携・協議及び国への調整等の要請
- ・他県に対する処理、発生抑制等への協力要請

○市町の役割

- ・ 市町の処理施設における受入・処理に係る協力等
- ・回収、分別、運搬、処分等処理に係る支援、協力等

○県民、民間団体等の役割

・自主的な海岸清掃活動等の実施、活動への参加



津市河芸地区海岸 2011.12 撮影

最重点区域における回収・処理対策

- ・国の財政措置に応じて、優先的に回収・処理を実施します。
- ・伊勢湾の海岸漂着物を象徴する場として、答志島を環境学習や清掃活動の拠点と位置付け、ボランティア等による清掃活動の拡大・継続に取り組みます。
- ・この区域の現状が認識され、多くの方々の発生抑制の行動につなが るよう、ライブカメラ等インターネットを活用した情報提供を行い ます。
- ・この区域での回収・処理の活動に伊勢湾流域圏から広く参加いただけるよう、海洋環境の体験学習などを組み合わせたエコツアーを地元と協力して推進します。



鳥羽市答志島(奈佐の浜) 2009.2 撮影

発生抑制対策

海岸漂着物の多くは、私たちの日常生活を起点として伊勢湾に流出したものが、風や潮の流れにより海岸に漂着したものです。海岸漂着物の発生抑制には、こうした現状を伊勢湾流域圏の県民・市民が正しく認識し、私たち一人ひとりが当事者であると問題意識を持ち行動することが重要です。

そのためには、三重県のほか、愛知県、岐阜県、名古屋市とも連携して発生抑制に取り組む必要があります。

- ・三県一市で伊勢湾沿岸の漂着物による被害の現状の情報を共有し、連携のうえ伊勢湾流域圏のみなさんに正しく周知します。
- ・三県一市が連携し、海岸漂着物の回収だけでなく発生抑制にも貢献する「伊勢湾 森・川・海のクリーンアップ大作戦」の拡大、活性化に取り組みます。
- ・これらとあわせて、さまざまな主体の協創による発生抑制対策に取り組みます。

環境学習

次世代を担う子どもたちや地域の 自治会等において海岸漂着物の現状 や発生抑制対策に係る体験型の環境 学習を推進します。





関係者の相互協力と配慮すべき事項

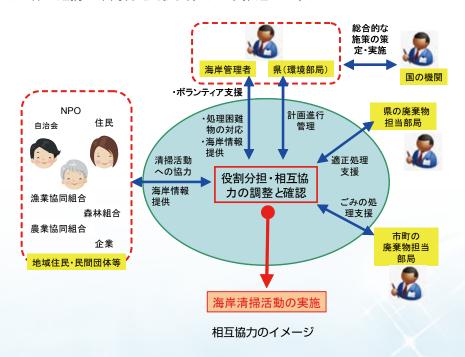
相互協力の体制づくり

海岸漂着物対策を着実に進めていくためには、関係者の適切な役割分担のもと、さまざまな主体の理解と協力による協創の体制づくりが必要です。「伊勢湾森・川・海のクリーンアップ大作戦」は、県民、民間団体、企業、関係機関等が、海岸や河川で協力・連携して清掃活動に取り組むものです。この活動を伊勢湾流域全体で広域的に行うため、愛知県、岐阜県、名古屋市とも協力し、伊勢湾流域での上下流の連携をテーマとして統一的に実施することとしています。

連携の確保に向けた取組

県及び市町では、地域住民、民間団体等の協力・連携及び積極的な参画が得られるよう、海岸漂着物に関する周知・啓発を行うとともに、清掃活動の実施に関して、海岸漂着物に係る情報提供や技術的助言を行います。

なお、伊勢志摩地域では、海岸管理者、民間団体等、行政が連携して地域の美化に取り組む「きれいな伊勢志摩づくり連絡会議」の活動が継続して行われており、このような事例を参考に、さまざまな主体の連携が県内各地で拡大するよう推進します。



配慮すべき事項

海岸漂着物の モニタリング等

- ・海岸漂着物の漂着状況のモニタ リング等を行い現状や対策の効 果を確認する。
- ・その結果を今後の海岸漂着物対策の目標設定や効果的な発生抑制対策の実施に活用する。

2. 計画の推進と見直し

- ・計画の着実な進捗を図るため実 施状況及びモニタリング結果等 を協議会に報告する。
- ・社会情勢や海岸漂着物の状況に より必要に応じて計画内容の見 直しを行う。

3. 流木の発生抑制

- ・河川への間伐材の流出状況等を 踏まえ、今後の間伐施業のあり方 について検討していく。
- ・渓流沿い等の場所に伐採木や枝な どを放置しないことについても 注意喚起を行っていく。

- 海岸漂着物対策活動推進団体として指定することができる。 都道府県知事は、海岸漂着物対策の推進を図るための活動を行う民間の団体を、
- 海岸漂着物対策活動推進員及び海岸漂着物対策活動推進団体は、次に掲げる活動
- 海岸漂着物対策の重要性について住民の理解を深めること。
- 住民又は民間の団体に対し、その求めに応じて海岸漂着物等の処理等のため必要
- 活動に関する情報の提供その他の協力をすること。 海岸漂着物対策の推進を図るための活動を行う住民又は民間の団体に対し、当該
- 国又は地方公共団体が行う海岸漂着物対策に必要な協力をすること。

第四章 海岸漂着物対策の推進

(処理の責任等) 海岸漂着物等の円滑な処理

よう海岸漂着物等の処理のため必要な措置を講じなければならない 第十七条 海岸管理者等は、その管理する海岸の土地において、その清潔が保たれる

- 以下この条において同じ。)は、その占有し、又は管理する海岸の土地の清潔が保たれ るよう努めなければならない。 海岸管理者等でない海岸の土地の占有者(占有者がない場合には、管理者とする。
- 岸の土地の占有者に協力しなければならない。 市町村は、海岸漂着物等の処理に関し、必要に応じ、海岸管理者等又は前項の海
- をすることができる。 の円滑な処理が推進されるよう、これらの者に対し、必要な技術的な助言その他の援助 4 都道府県は、海岸管理者等又は第二項の海岸の土地の占有者による海岸漂着物等

(市町村の要請)

理者等に対し、当該海岸漂着物等の処理のため必要な措置を講ずるよう要請すること とに起因して住民の生活又は経済活動に支障が生じていると認めるときは、当該海岸管 第十八条 市町村は、海岸管理者等が管理する海岸の土地に海岸漂着物等が存するこ

のであることが明らかであると認めるときは、海岸管理者等の要請に基づき、又はその 第十九条 都道府県知事は、海岸漂着物の多くが他の都道府県の区域から流出したも に関して協力を求めることができる。 意見を聴いて、当該他の都道府県の知事に対し、海岸漂着物の処理その他必要な事項

あると認めるときは、当該協力に関し、あっせんを行うことができる。 環境大臣は、前項の規定による都道府県間における協力を円滑に行うため必要が

を求めることができる。 は、環境大臣その他の関係行政機関の長に対し、当該海岸漂着物の処理に関する協力 著しい支障が生ずるおそれがあると認める場合において、特に必要があると認めるとき 第二十条 都道府県知事は、海岸漂着物が存することに起因して地域の環境の保全上

(外交上の適切な対応)

の保全上支障が生じていると認めるときは、必要に応じ、関係行政機関等と連携して、 外交上適切に対応するものとする。 第二十一条 外務大臣は、国外からの海岸漂着物が存することに起因して地域の環境

第二節 海岸漂着物等の発生の抑制

(発生の状況及び原因に関する調査)

第二十二条 国及び地方公共団体は、海岸漂着物等の発生の抑制を図るため必要な施 策を効果的に推進するため、定期的に、海岸漂着物等の発生の状況及び原因に関する 調査を行うよう努めなければならない。

(ごみ等を捨てる行為の防止)

止するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 市街地、河川、海岸等においてみだりにごみその他の汚物又は不要物を捨てる行為を防 四十五年法律第百三十七号)その他の法令の規定に基づく規制と相まって、森林、農地、 国及び地方公共団体は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和

(土地の適正な管理に関する助言及び指導等)

又は管理する土地から海岸漂着物となる物が河川その他の公共の水域又は海域へ流出 導を行うよう努めなければならない。 第二十四条 国及び地方公共団体は、土地の占有者又は管理者に対し、その占有し、 し、又は飛散することとならないよう、当該土地の適正な管理に関し必要な助言及び指

域又は海域へ流出し、又は飛散することとならないよう、必要な要請を行うよう努めな 行う者に対し、当該事業活動等に伴って海岸漂着物となる物が河川その他の公共の水 ければならない 土地の占有者又は管理者は、当該土地において一時的な事業活動その他の活動を

第三節 その他の海岸漂着物等の処理等の推進に関する施策

(民間の団体等との緊密な連携の確保等)

連携の確保及びその活動に対する支援に努めるものとする。 民間の団体等が果たしている役割の重要性に留意し、これらの民間の団体等との緊密な 第二十五条 国及び地方公共団体は、海岸漂着物等の処理等に関する活動に取り組む

2 国及び地方公共団体は、前項の支援に際し、同項の民間の団体等の活動の安全性 を確保するため十分な配慮を行うよう努めるものとする。

(海岸漂着物等に関する問題についての環境教育の推進)

第二十六条 等に関する問題について、環境教育の推進に必要な施策を講ずるよう努めなければなら る法律(平成十五年法律第百三十号)第九条第一項 の規定の趣旨に従い、海岸漂着物 国及び地方公共団体は、環境教育等による環境保全の取組の促進に関す

(海岸漂着物等の処理等に関する普及啓発)

じて普及啓発を図るよう努めなければならない。 第二十七条 国及び地方公共団体は、海岸漂着物等の処理等に関し、広報活動等を通

(技術開発、調査研究等の推進等)

の成果の普及に努めなければならない 第二十八条 国は、海岸漂着物対策を効果的に推進するため、海岸漂着物等の効率的 な処理、再生利用、発生の原因の究明等に関する技術開発、調査研究等の推進及びそ

(財政上の措置)

第二十九条 政府は、海岸漂着物対策を推進するために必要な財政上の措置を講じな

体が行う海岸漂着物の処理に要する経費について、特別の配慮をするものとする。 の区域から流出した大量の海岸漂着物の存する離島その他の地域において地方公共団 政府は、海岸漂着物対策を推進する上で民間の団体等が果たす役割の重要性にか 政府は、前項の財政上の措置を講ずるに当たっては、国外又は他の地方公共団体

んがみ、その活動の促進を図るため、財政上の配慮を行うよう努めるものとする。

(海岸漂着物対策推進会議)

第三十条 政府は、環境省、農林水産省、国土交通省その他の関係行政機関の職員を もって構成する海岸漂着物対策推進会議を設け、海岸漂着物対策の総合的、効果的か つ効率的な推進を図るための連絡調整を行うものとする。

- て構成する海岸漂着物対策専門家会議を置く。 海岸漂着物対策推進会議に、海岸漂着物対策に関し専門的知識を有する者によっ
- 漂着物対策推進会議に進言する。 3 海岸漂着物対策専門家会議は、海岸漂着物対策の推進に係る事項について、海岸

(法制の整備)

第三十|条 支援の措置を実施するため必要な法制の整備を速やかに実施しなければならない。 政府は、海岸漂着物対策を推進するための財政上の措置その他総合的な

附

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 いて検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。 の他この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定につ 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、海岸漂着物等の状況そ

附則 (平成二三年六月一五日法律第六七号) 抄

第一条 この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。

美しく豊かな自然を保護するための海岸における 良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律

民の責務を明らかにするとともに、政府による基本方針の策定その他の海岸漂着物対 岸漂着物対策」という。)に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国 図るため必要な施策及び海岸漂着物等の発生の抑制を図るため必要な施策(以下「海 等がこれらに深刻な影響を及ぼしている現状にかんがみ、海岸漂着物等の円滑な処理を 第一条 この法律は、海岸における良好な景観及び環境の保全を図る上で海岸漂着物 果的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与すること 策を推進するために必要な事項を定めることにより、海岸漂着物対策を総合的かつ効

は不要物をいう 第二条 この法律において「海岸漂着物」とは、海岸に漂着したごみその他の汚物又

2 この法律において「海岸漂着物等」とは、海岸漂着物及び海岸に散乱しているご みその他の汚物又は不要物をいう。

3 この法律において「海岸管理者等」とは、海岸法(昭和三十一年法律第百一号)第 に供されている海岸の土地を管理する者をいう。 権原に基づき、又は他の法令の規定に基づいて国又は地方公共団体が所有する公共の用 二条第三項 の海岸管理者及び他の法令の規定により施設の管理を行う者であってその

(総合的な海岸の環境の保全及び再生)

生に寄与することを旨として、行われなければならない。 干潟等における生物の多様性の確保に配慮しつつ、総合的な海岸の環境の保全及び再 海岸漂着物対策は、白砂青松の浜辺に代表される良好な景観の保全や岩礁、

(責任の明確化と円滑な処理の推進)

の責任を明らかにするとともに、海岸漂着物等の多様な性質、態様等に即した円滑な 第四条 海岸漂着物対策は、海岸漂着物等の処理に係る海岸管理者等その他の関係者 処理が推進されることを旨として、行われなければならない。

(海岸漂着物等の発生の効果的な抑制)

岸を有する地域のみならずすべての地域において共通の課題であるとの認識に立って、 海岸漂着物等の発生の効果的な抑制が図られるように十分配慮されたものでなければ 識を反映した一面を有するものであることにかんがみ、海岸漂着物等に関する問題が海 を通じて海岸に漂着するものであって、その発生の状況が環境の保全に対する国民の意 海岸漂着物対策は、海岸漂着物が山から川、そして海へとつながる水の流れ

第六条 海岸漂着物対策は、海に囲まれた我が国にとって良好な海洋環境の保全が豊 かで潤いのある国民生活に不可欠であることに留意して行われなければならない。

(多様な主体の適切な役割分担と連携の確保)

第七条 海岸漂着物対策は、海岸漂着物等の適正な処理及び海岸漂着物等の発生の抑

制(以下「海岸漂着物等の処理等」という。)について国民の積極的な取組が促進され 連携の下に、行われなければならない。 体、事業者、国民、民間の団体等の適切な役割分担及びこれらの多様な主体の相互の るよう、海岸漂着物等の処理等に対する国民の意識の高揚を図りつつ、国、地方公共団

方で、我が国から周辺国の海岸に漂着する物もあることにかんがみ、海岸漂着物に関す るようにするとともに、海岸漂着物には周辺国から我が国の海岸に漂着する物がある一 第八条 海岸漂着物対策の実施に当たっては、国による外交上の適切な対応が図られ けた国際協力の推進が図られるよう十分配慮されなければならない。 問題が我が国及び周辺国にとって共通の課題であるとの認識に立って、その解決に向

(国の責務)

条及び第十三条第一項において単に「基本理念」という。)にのっとり、海岸漂着物対 策に関し、総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。 第九条 国は、第三条から前条までに規定する海岸漂着物対策に関する基本理念(次

(地方公共団体の責務)

第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、海岸漂着物対策に関し、その地方公 共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者及び国民の責務)

に努めるとともに、国及び地方公共団体が行う海岸漂着物対策に協力するよう努めな 第十一条 事業者は、その事業活動に伴って海岸漂着物等が発生することのないよう

地方公共団体が行う海岸漂着物対策に協力するよう努めなければならない。 国民は、海岸漂着物対策の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国及び

> 5 4

3 事業者及び国民は、その所持する物を適正に管理し、若しくは処分すること、又 等の発生の抑制に努めなければならない。 はその占有し、若しくは管理する土地を適正に維持管理すること等により、海岸漂着物

(連携の強化)

第十二条 国は、海岸漂着物対策が、海岸を有する地域のみならずすべての地域にお な施策を講ずるものとする。 することにより着実に推進されることにかんがみ、これらの者の間の連携の強化に必要 いて、国、地方公共団体、事業者、国民、民間の団体等が相互に連携を図りながら協力

を定めなければならない。 するための基本的な方針(以下この条及び次条第一項において「基本方針」という。) 第十三条 政府は、基本理念にのっとり、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進

- 基本方針には、次の事項を定めるものとする。
- 海岸漂着物対策の推進に関する基本的方向
- = = 第十五条第一項の協議会に関する基本的事項 次条第一項の地域計画の作成に関する基本的事項

- 3 関する重要事項 海岸漂着物対策の実施に当たって配慮すべき事項その他海岸漂着物対策の推進に
- を作成し、閣議の決定を求めなければならない 環境大臣は、あらかじめ農林水産大臣及び国土交通大臣と協議して基本方針の案
- 意見を聴かなければならない。 環境大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、広く一般の
- 5 環境大臣は、第三項の閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表し
- 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する 第三章 地域計画等

するための計画(以下この条及び次条第二項第一号において「地域計画」という。)を作 ると認めるときは、基本方針に基づき、単独で又は共同して、海岸漂着物対策を推進 成するものとする。 第十四条 都道府県は、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するため必要があ

- 地域計画には、次の事項を定めるものとする。
- 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域及びその内容
- 関係者の役割分担及び相互協力に関する事項
- 関し必要な事項 海岸漂着物対策の実施に当たって配慮すべき事項その他海岸漂着物対策の推進に
- 関係者の意見を反映させるため必要な措置を講ずるものとする。 都道府県は、地域計画を作成しようとするときは、あらかじめ、 住民その他利害

3

- 共団体及び海岸管理者等の意見を聴かなければならない。 都道府県は、地域計画を作成しようとするときは、あらかじめ、関係する地方公
- の協議に付さなければならない。 組織されているときは、あらかじめ、当該地域計画に記載する事項について当該協議会 都道府県は、地域計画を作成しようとする場合において、次条第一項の協議会が
- 6 都道府県は、地域計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければなら
- 7 第三項から前項までの規定は、地域計画の変更について準用する。

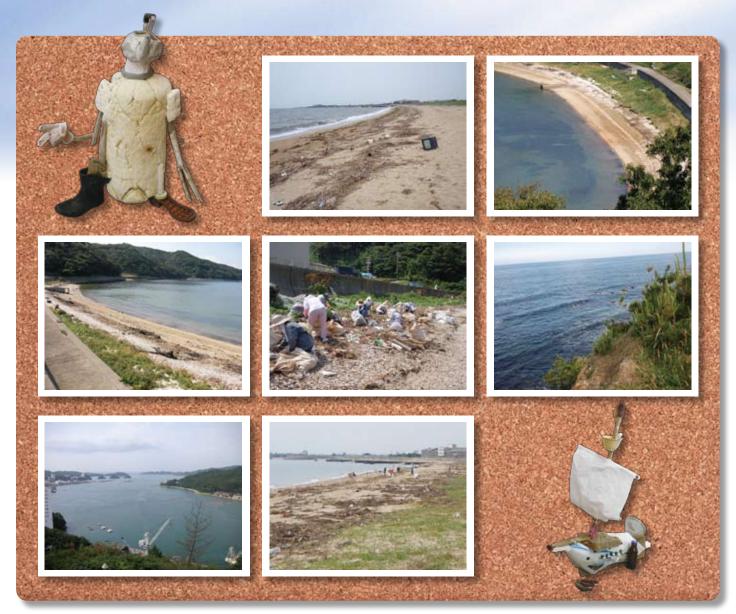
(海岸漂着物対策推進協議会)

住民及び民間の団体並びに関係する行政機関及び地方公共団体からなる海岸漂着物対 策推進協議会(以下この条において「協議会」という。)を組織することができる。 第十五条 都道府県は、次項の事務を行うため、単独で又は共同して、都道府県のほか、

- 協議会は、次の事務を行うものとする。
- 都道府県の地域計画の作成又は変更に関して協議すること。
- 二 海岸漂着物対策の推進に係る連絡調整を行うこと。
- 前二項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関して必要な事項は、協議

(海岸漂着物対策活動推進員等)

第十六条 都道府県知事は、海岸漂着物対策の推進を図るための活動に熱意と識見を 有する者を、海岸漂着物対策活動推進員として委嘱することができる。



表紙と裏表紙のクラフトは、海の博物館(三重県鳥羽市)創立40周年記念 第4回 海はひろいな大賞(平成23年度開催)での入選作品です。

・海はひろいな大賞 (子どもの部): 『見て見て ボク、イカつれたよ!!』 堀井 錬 (表紙右下) ・鳥羽市観光協会賞: 『空飛ぶマンボウくん』 深田 梨沙子 (表紙左上) ・キュートで賞:『海賊船』 服部 哲平(裏表紙右下) ・キュートで賞:『ハッピーなおじさん』 山内 隼汰(裏表紙左上) (敬称略)

問い合わせ先

| 三重県 | | | |
|-----------------------------|---------------|--------------|----------------------------------|
| 名称 | 所在地 | 電話番号 | 管轄市町 |
| 桑名農政環境事務所 環境室(環境課) | 桑名市中央町 5-71 | 0594-24-3624 | 桑名市、いなべ市、木曽岬町、東員町 |
| 四日市農林商工環境事務所 環境室(四日市環境課) | 四日市市新正 4-21-5 | 059-352-0593 | 四日市市、菰野町、朝日町、川越町 |
| 四日市農林商工環境事務所 環境室(鈴鹿環境課) | 鈴鹿市西条 5-117 | 059-382-8675 | 鈴鹿市、亀山市 |
| 津農林水産商工環境事務所 環境室(環境課) | 津市桜橋 3-446-34 | 059-223-5083 | 津市 |
| 松阪農林商工環境事務所 環境室(環境課) | 松阪市高町 138 | 0598-50-0530 | 松阪市、多気町、明和町、大台町 |
| 伊勢農林水産商工環境事務所 環境室(環境課) | 伊勢市勢田町 622 | 0596-27-5405 | 伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、 大紀町、南伊勢町 |
| 伊賀農林商工環境事務所 環境室(環境課) | 伊賀市四十九町 2802 | 0595-24-8078 | 伊賀市、名張市 |
| 尾鷲農林水産商工環境事務所 環境室(環境課) | 尾鷲市坂場西町 1-1 | 0597-23-3469 | 尾鷲市、紀北町 |
| 熊野農林商工環境事務所 環境室(環境課) | 熊野市井戸町 371 | 0597-89-6917 | 熊野市、御浜町、紀宝町 |

三重県環境森林部水質改善室

〒514-8570 三重県津市広明町13

TEL: 059-224-2382 FAX: 059-229-1016

(平成24年4月からは環境生活部大気・水環境課となります。)

ホームページ「三重の環境」 http://www.eco.pref.mie.lg.jp